

「ベビーカーマーク」及び「利用にあたってのお願い」について

1. ベビーカーマーク

(1) 作成のポイント

視認性が高く(外国人等を含め)誰にでも理解でき、恒久的に使用できるものとするため、公共交通機関等で用いられている他の案内用図記号(エレベーター、エスカレーター、階段など)と同様に、デザインについての統一的な考え方にに基づき、JISとして規格化されたものとする。

(2) 作成する図記号

以下の2種類の図記号を作成する。図案の下絵は共通のものを用いる。

① 案内図記号

公共交通機関や建築物などにおいて、ベビーカーが使用できる場所や設備に掲出する図記号である。

(掲出場所の例) エレベーター

鉄道車両内の車椅子スペース

バス車両及び車内のベビーカーが利用できる場所 など

② 禁止図記号

公共交通機関や建築物などにおいて、ベビーカーの使用を禁止する場所や設備に掲出する図記号である。

(掲出場所の例) エスカレーター など

2. ベビーカー利用にあたってのお願い

(1) 作成のポイント

「子どもの安全を守ること」「子育てしやすい環境をつくること」を目的に、関係者が自主的かつ積極的に取り組むことができる範囲の緩やかな内容とする。

(2) 作成するお願い

以下の2種類を作成する。それぞれについて、標準的な利用場面を想定した「共通版」に加え、「鉄道用」「バス用」の3種類を用意する。

① ベビーカーの安全な使用

ベビーカー使用者に対して、子どもの安全を守るためにベビーカーの使い方などで心がけてもらいたいことをお願いする内容である。

チラシとして作成し、ベビーカー販売時や、駅や商業施設等で配布することにより、周知することを想定している。

② ベビーカー利用への理解・配慮

ベビーカー使用者及び周囲の方に対して、公共交通機関等を快適に利用できるようにお互い理解や配慮をしてもらいたいことをお願いする内容である。

ポスターとして作成し、駅や商業施設等に掲示することにより、広く呼びかけることを想定している。